

第21回

津島てら・まち御縁結び

ID 322465996 問合 観光・プロモーション課観光・プロモーションG ☎55-9589

週末に市内のお寺巡りを楽しめるイベントです。お寺巡りを通して地域の歴史や魅力に触れてみませんか。

今回のテーマは「津島にゆかりの戦国武将」です。寺社による絵付御朱印の授与のほか戦国武将クイズラリーも実施します。

日時 11月15日(土) 午前10時～午後4時

場所 市内の寺社(計17寺社)

内容 御朱印授与、クイズラリー、文化財公開

申込 不要

リーフレット配布箇所 市役所、津島駅、観光交流センター等

クイズラリー 4カ所の参加寺院に設置されたクイズに答えて、まちあるきをお楽しみください。リーフレット裏面の回答シートにすべてのクイズの答えを記入すると、観光交流センターで記念品と交換できます(先着順・数量限定)。

クイズラリー参加寺院 観音寺、龍淵寺、雲居寺、不動院

— 市主催の婚活イベント —

恋がはじまる♡クリスマス

in 津島

ID 913607688

問合 婚活・結婚相談所 アクア・マースト
☎0120-7064-22(午前9時～午後5時、水曜日を除く)

日時 12月21日(日) 午後1時～4時

場所 文化会館

内容 1対1でじっくりお話ができるトークタイム。クリスマスプチスイーツもご用意。スマートフォンを使用してお相手のプロフィールを確認できます。イベント終了時に、気になったお相手に連絡先を送ることが可能です。

対象 愛知県、岐阜県、三重県内に在住または在勤のいずれかで、25～39歳の独身の方

定員 男女各20人(抽選)

参加費 男性3,000円 女性1,000円【友達割引 500円あり】

申込 12月2日(火)までに右記二次元コードから申し込みください。

その他

- ・抽選結果は12月4日(木)にLINEでお知らせします。
- ・イベント参加者には、イベント当日までにフォロー&スキルアップ講座(オンライン自由参加)や、イベント参加後には無料のオンライン相談が受けられます。



▲イベント詳細&
申し込みは
こちらから



令和7年度『魅力マシマシ津島市』 任期付職員採用候補者募集

ID 809007949 問合せ 人事課人事G ☎24-1124

令和8年度採用予定の任期付職員採用試験を次のとおり行います。

任期付職員について

任期付職員とは、任期を定め勤務する職員を言います。任期が定められていること以外の勤務条件(給与、勤務時間、休暇、サービス等)については、原則として一般職員と同様です。

採用職種・受験資格・採用予定人数

職種区分	受験資格		採用予定人数
	学歴・資格等	年齢	
一般事務職	大学・短大・専門学校 ^{※1} ・高等専門学校を卒業、または令和8年3月卒業見込みの方	昭和51年4月2日以降に生まれた方	若干名
保育士	大学・短大・専門学校 ^{※1} を卒業、または令和8年3月卒業見込みの方で、保育士資格および幼稚園教諭免許の両方を所有 ^{※2} 、または令和8年3月取得見込みの方	昭和43年4月2日以降に生まれた方	4人程度

※1 専門学校は、学校教育法に規定する「専修学校」のうち、修業年限が2年以上で総授業時間が1,700時間以上の学校に限ります。

※2 資格免許等の写しを提出していただきます。

試験の日程・内容(予定)

11月16日(日)まで	11月18日(火)～26日(水)	12月13日(土)・14日(日)	12月末ごろ
申込受付	第1次試験	第2次試験	合格発表
	SPI(性格検査)	作文試験 個人面接	

受付期限 11月16日(日)まで

申込方法 市ホームページの「職員採用」のページから試験一覧ページへアクセスし、各職種の試験区分を選択して申し込み手続きを行ってください。

その他 詳細は募集要項を確認してください。



いい 11月30日は年金の日

問合せ 保険年金課医療・年金G
☎24-1114

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としました。

また、日本年金機構は、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度に対する理解を深めていただくため、日本年金機構公式X(旧Twitter)での発信や公的年金制度の説明動画の案内などを行っています。

国民年金の特徴

- 国と日本年金機構が運営**……………個人年金にはない、国の負担があります。
- 物価・賃金スライド制**……………物価や賃金の変動に合わせて年金額は実質的価値が保障されます。
- 老齢基礎年金は終身保証**……………生涯にわたって年金が受給できます。
- 全額社会保険料控除の対象**……………確定申告の際、全額社会保険料控除の対象になります。
- 障害基礎年金・遺族基礎年金**……………けがや死亡など、万が一のときにもあなたや家族を守ります。

国民年金の種類は3種類

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。加入者は、職業などにより次の3種類に分かれ、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。転職や結婚等で種別が変わる場合は、2週間以内に手続きしてください。

第1号被保険者

自営業、学生、無職の方(第2号被保険者・第3号被保険者に該当しない方)

第2号被保険者

厚生年金・共済組合に加入している方

第3号被保険者

会社員や公務員の方(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

国民年金の保険料の納め方

第1号被保険者

- 日本年金機構(年金事務所)から送付される「領収(納付受託)済通知書」で金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。また、スマートフォンアプリでも納付できます。
- 保険料は、月額1万7,510円(令和7年度)です。
- 口座振替を希望する方は、ご利用の金融機関で手続きしてください。
- まとめて前払いすると、割引が適用される前納制度があります。

第2号被保険者

勤務先で給料から天引きされます。

第3号被保険者

配偶者が加入している年金制度から拠出金として支払われます。

保険料の各種免除制度について

第1号被保険者で所得の減少や失業等により経済的に保険料の納付が困難な場合、本人が申請すると、前年の所得を審査のうえ、保険料が免除される制度です。学生には学生納付特例制度があります。また、出産を予定している方や出産した方には、産前産後期間の免除制度があります。

所得の審査対象者および内容は表のとおりです。

種別	納付額(円)	受給資格期間	年金額への反映	追納期間	所得審査対象者
全額免除	0	算入される	される	10年	本人 配偶者 世帯主
4分の3免除	4,380				
半額免除	8,760				
4分の1免除	13,130				
納付猶予制度	0	算入されない	されない		本人 配偶者
学生納付特例	0				本人

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、納付部分を納めないと未納期間となります。

※国民年金の保険料は、通常、2年1カ月を経過すると納付することができなくなりますが、免除が承認された期間に関しては、10年間はさかのぼって追納できます。ただし、令和8年3月31日までに追納する場合、令和5年3月以前の期間は、法令で定められた加算額が付加されます。

※納付猶予制度・学生納付特例制度は、納付を猶予する制度であるため、年金受給額を満額に近づけるには、10年以内に追納してください。

ねんきんネットについて

インターネットでご自身の年金加入記録や将来の年金受給見込額を閲覧できます。日本年金機構のホームページから申し込みください。

マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができます

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請、産前産後保険料免除申請については、マイナポータルを利用した電子申請ができます。申請には、マイナンバーカードが必要です。また、マイナポータルとねんきんネットを連携することもできます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

年金事務所での相談や手続きについて

年金事務所での年金相談や手続きをご希望の場合は、予約相談をご利用ください。相談者の都合に合わせて相談できるほか、相談内容にあった職員が対応します。

予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

(月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

※予約の際は、基礎年金番号がわかるものを準備してください。

マイナンバーカードに関するお知らせ

問合 市民課市民・戸籍G ☎24-1112

■ マイナンバーカード・電子証明書の更新はお済みですか

今年がマイナンバーカード発行開始から10年目の年であり、カード発行から10回目の誕生日を迎える方が有効期限を迎えます。また、マイナポイント第1弾から5年となり、カード発行から5回目の誕生日を迎える方は電子証明書の有効期限を迎えるため、それぞれ更新が必要です。



「マイナンバーカード有効期限・更新」篇 動画(30秒)
(デジタル庁YouTubeチャンネル)

■ マイナンバーカードに関する手続きが予約できます ID 881295996

マイナンバーカードに関する手続きは予約することで、待ち時間なくスムーズにご案内することが可能です。予約方法等の詳細は、市ホームページをご確認ください。

※電話による予約は受け付けられません。神守支所、神島田連絡所、市民サービスコーナー(保健センター内)ではマイナンバーカードに関する手続きはできません。

■ 土曜日にマイナンバーカード・電子証明書の手続ができます ID 104492322

令和8年3月まで、下記の日程でマイナンバーカードに関する手続きのため窓口を開設しています。

日程

月	開庁日
11月	29日
12月	20日
1月	31日
2月	28日
3月	28日

時間 午前9時～正午

その他

- 持ち物等の詳細は、市ホームページをご確認ください。
- 転入、転出など住所異動に関する手続きはできません。



税に関するお知らせ

パート収入・アルバイト収入と税 (夫婦・親子と税)

年末調整や確定申告で、配偶者控除や扶養控除の対象となる方にパート収入やアルバイト収入があると、その額によって次のような注意が必要です。

- ①配偶者控除または配偶者特別控除を受けられるかどうか
- ②扶養控除や特定親族特別控除を受けられるかどうか
- ③控除の対象となる方自身に税金がかかるかどうか

パート・アルバイト収入は通常、給与所得になるので、その場合は表のようになります。ただし、合計所得が1,000万円を超える納税者については配偶者控除および配偶者特別控除を受けることができません。

問合せ 税務課市民税G ☎55-9263

※表の内容は、所得税は令和7年分から、市・県民税は令和7年中の収入を基に計算する令和8年度分から適用されます。

パート・アルバイト収入と税金および各種控除(控除を受ける方の所得が900万円以下の場合)

収入金額	市・県民税		所得税	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	特定親族特別控除(※4)
	均等割	所得割					
103万円以下	かからない	かからない	かからない	38万円 (33万円)	受けられない	受けられる (下記参考参照)	受けられない
110万円以下	かかる	かかる					
123万円以下							
123万円超 150万円以下							
150万円超 155万円以下							
155万円超 160万円以下							
160万円超 165万円以下							
165万円超 170万円以下							
170万円超 175万円以下							
175万円超 180万円以下							
180万円超 185万円以下			かかる	かかる	かかる	受けられない	受けられない
185万円超 188万円以下							
188万円超 190万4千円未満							
190万4千円以上 197万2千円未満							
197万2千円以上 201万6千円未満							
201万6千円以上							
201万6千円以上							

- ※1 市・県民税および所得税の「かかる」については、各種控除等の有無により、かからない場合もあります。
- ※2 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除および特定親族特別控除の()内の金額は、市・県民税の控除額です。
- ※3 控除を受ける方の所得が①「900万円超950万円以下の方」および②「950万円超1000万円以下の方」は控除額が段階的に減額され、配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が上記と異なります。
- ※4 生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(配偶者および青色事業専従者等を除く)がいる場合、その親族等の収入に応じて上記の特別控除が受けられます。

参考

扶養控除については、扶養親族の年齢により控除額が異なります。

扶養親族	区分		控除額	
	年齢	生年月日	所得税	市・県民税
年少扶養	0歳 ~ 15歳	平成22年1月2日以後	なし	なし
一般扶養	16歳 ~ 18歳	平成19年1月2日以後 平成22年1月1日以前	38万円	33万円
	23歳 ~ 69歳	昭和31年1月2日以後 平成15年1月1日以前		
特定扶養	19歳 ~ 22歳	平成15年1月2日以後 平成19年1月1日以前	63万円	45万円
老人扶養	70歳 ~	昭和31年1月1日以前	48万円	38万円

※老人扶養親族のうち、扶養者またはその配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、同居の常況にある親族の場合は、加算額(所得税:10万円、市・県民税:7万円)があります。

個人事業税第2期分の納期限は12月1日(月)です

個人事業税は、個人で事業を営む方にかかる税金です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封されています。詳しくは、愛知県ホームページをご覧ください。



▲愛知県ホームページ

問合 西尾張県税事務所 ☎0586-45-3279

税を考える週間

11月11日(火)～17日(月)

期間中、国税庁ホームページで様々な情報を提供しています。



▲国税庁ホームページ



問合 津島税務署 ☎26-2161

年末調整について

毎月の給料やボーナスから所得税が源泉徴収され、12月に年末調整で所得税の過不足が精算されることになっています。年末調整の対象となる方は、勤務先に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している方です。

年末調整によってその年の所得税額が確定するため、確定申告の必要はありませんが、次の場合などは確定申告が必要です。

- 給与等の収入が2,000万円を超える場合
- 令和7年1月1日～12月31日の間に支払った医療費があり、医療費控除が必要な場合
- 給与所得および退職所得以外に20万円を超える所得がある場合
- 2カ所以上の事業所などから給与・賃金を受けている場合(所得の要件等により確定申告をする必要がない場合もあります)

問合 所得税 津島税務署 ☎26-2161

市・県民税 税務課市民税G ☎55-9263

『つま家事サポーター』養成講座

あなたも講座を受講して、地域で高齢者の暮らしをお手伝いしてみませんか？

講座内容

- つま家事サポーターについて
- 実際に活動されている方の講話
- 活動する上で気を付けたいことなど

活動内容

- 掃除、買い物代行、洗濯、ごみ出しなど
- ※掃除のみ、ごみ出しのみ等でも活動可能です。
通勤途中にごみ出しされている方もいます。

活動手当

- 1時間…600円(ごみ出しのみは1回100円)

対象者

- 満18歳以上の方で活動先(市内高齢者宅)へ通える方

日時 11月20日・27日(いずれも木曜日)
午前10時～正午

場所 神守支所2階会議室

申込 11月18日(火)までに下記へ。

問合

市社会福祉協議会生活支援コーディネーター
☎23-5295 ☎080-4730-6854



—災害から身を守るために—

問合 危機管理課危機防災G ☎55-9594

● 11月9日(日)は「あいち地震防災の日」

愛知県は、皆さんの地震防災に関する理解を深めていただき地震防災活動のより一層の充実を図るため、毎年11月の第2日曜日を「あいち地震防災の日」と定めています。

この機会に、いざという時に慌てず行動ができるよう、家具の固定状況、食料・水・医薬品等の備蓄物資、防災用具の点検、避難経路や家族間の連絡方法等の確認をしておきましょう。

防災は、「自分の身は自分で守る」が基本です。一人ひとりができることから始めて、いざという時に備えましょう。

※避難所・避難場所、災害への備え、災害発生時にとる行動等についての詳しい内容は、防災情報専用サイト「つしま防災ポータル」および市ホームページをご覧ください。



▲つしま防災ポータル

● 防災教室 ID 571962612

毎月、親子で楽しめる防災教室を開催します。各回参加者へ防災に役立つグッズをお渡しします。

参加費 無料

申込 電話または右記二次元コードから。



▲申込フォーム

日付	時間	テーマ	内容	対象	場所	定員
12月21日(日)	午前10時 ～11時	マイタイムラインを 作ろう	ご自宅付近の風水害による危険性を確認し、最適な避難方法を検討します。	どなた でも	生涯学習 センター 第6会議室	50人
令和8年 1月18日(日)		避難所生活を 体験しよう	備蓄テントの組み立て体験と、テント内で快適に過ごすためのグッズを作ります。		児童科学館 視聴覚室	
令和8年 2月15日(日)		きたがわけいすけ 北川啓介氏 (名古屋工業大学大学院教授) スペシャルトーク	数時間で建てられ、酷暑や極寒にも強いインスタントハウスの紹介と、被災地への想いをお聞きます。		生涯学習 センター 第6会議室	

● 海部地方防災ボランティアコーディネーターフォローアップ講座

大規模な災害が発生した場合に全国から集まるボランティアの受付・整理を行い、被災者のニーズを把握してボランティアと結びつける役割を担う「防災ボランティアコーディネーター」の方々に発災時に円滑に活動できるようフォローアップ講座を開催します。

日時(全2日間)

令和8年1月18日(日)・25日(日)

午前9時30分～午後4時

場所 愛西市文化会館

対象者(次のすべてに該当する方)

- ・満15歳以上の方
- ・津島市、愛西市、弥富市、あま市および海部郡に在住・在勤・在学の防災ボランティアコーディネーター
- ・講座受講後も防災活動に意欲的に取り組んでいただける方

定員 40人程度(抽選)

内容

- ・災害ボランティアセンター・ボランティアコーディネーターの役割について
- ・救援要請の受付、ボランティアへの対応について
- ・災害ボランティアセンターの運用体験など

受講料 無料

申込 12月1日(月)までに電話または直接下記へ。

問合 危機管理課危機防災G ☎55-9594

津島市社会福祉協議会 ☎23-4556

11 月 市 民 相 談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日に相談できない場合があります。

相 談 名	日 時	場 所	問 合
行政相談	7日、12月5日 午前10時～正午	市役所1階相談室	秘書広報課秘書G ☎24-1123
弁護士相談(要予約)	4、18日、12月2日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
司法書士相談(要予約)	25日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
心配ごと相談	12日 午前10時～正午	南文化センター 1階相談室	人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	4、11、18、25日、12月2日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	5、12、19、26日、12月3日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人 認知症の人と家族の会愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 2階こども家庭センター	☎24-0350
年金相談(要予約)	27日 午前10時～午後3時 予約開始は11月4日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	11日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	13、19、27日、12月5日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 勤労者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時30分～午後4時30分	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・センター 移動事務所	20日 午前10時30分～正午	西地区 子育て支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	5、6、12、13、19、20、26、27日、 12月3、4日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G ☎24-1138 ☎24-1115

津島データファイル

人口と世帯 (外国人を含む)	総 数 …… 59,154人(-26)	
	男 …… 29,253人(-16)	
	女 …… 29,901人(-10)	
	世帯数 …… 27,671世帯(+26)	
	10月1日現在、()は前月比	
市内の交通事故・犯罪 [8月]	事故発生件数 …… 18件(150件) うち死亡者 …… 0人(2人)	
	犯罪発生件数 …… 36件(297件) ()は令和7年中の累計	
	市内の火災	8月 …… 0件(10件) ()は令和7年中の累計
		救急車の出動回数

今月の市税や料金など **納期限 令和7年12月1日(月)**

国民健康保険税…第5期 介護保険料…第8期 市営・改良住宅家賃、
保育所等利用者負担金…11月分 後期高齢者医療保険料…第5期

市税の今後の納期

	12月	1月	2月
市民税・県民税	—	第4期	—
固定資産税・都市計画税	第3期	—	第4期
国民健康保険税	第6期	第7期	第8期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。
取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、あいち銀行、名古屋銀行、
東海労働金庫、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)